

(様式第 1 号)

指摘事項に係る措置状況報告書及び事務改善状況報告書

建設部 農地整備課

監査期間 令和 5 年 5 月 22 日から
令和 5 年 6 月 2 日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況	検 証 結 果
ア 契約締結伺いにおいて、1 者と随意契約を締結する根拠となる条文のほか、理由の記載がなく、見積りを徴していないものがあった。	契約事務を理解した上で適正に処理します。	契約内容を確認し、理解すると共に適正な処理をしています。
イ 長期継続契約に該当する覚書の締結について、財政課の合議を経ていないものがあった。	決裁事務を理解した上で適正に処理します。	決裁規定を確認し、理解すると共に適正な処理をしています。
ウ 故意に分割発注しているものがあった。	契約事務を理解した上で適正に処理します。	契約内容を確認し、適正に処理をしています。
エ 見積り依頼と異なる条件で提出された見積書を収受しているものがあった。	見積内容と同一であることを確認し適正に処理します。	内容を確認し、適正に処理をしています。

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
また、措置の内容については抽象的な表現は避け、具体的な措置の内容及び再発防止策を記載してください。
- 3 「検証結果」の欄は、措置状況報告書が提出された 4 ～ 6 ヶ月後に監査委員事務局より改善状況報告の依頼をします。措置状況報告後の業務において、定例監査で指摘された事項についてミスの再発防止がされていたかを検証し、その状況を記載してください。